○九州地方整備局告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月五日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	柳川市大和町中島字中島町南側九四六番から同市大和町中島字町南側九四九番までの区域	国九州地方整備局道路事務所及び福岡県柳川市役所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月六日

○沖縄総合事務局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月五日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄市大里二丁目四二五番一地内	後前	一一・八メートル 八・〇七〇メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１８９３号

横浜市金沢区並木１丁目18番８―104号

債務者　高松　　功

1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　靖之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６号

大津市神領２―35―17　カーサＭＡＴ104、住民票上の住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北３丁目２番地６

債務者　宮本　昌弘

1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山極　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号

滋賀県野洲市行畑948番地、前住所大津市雄琴北２丁目28番15号

債務者　草水　典夫

1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３５９１号

大阪市淀川区新高６丁目11番15―501号、前住所大阪市淀川区西三国４丁目９番７号―503号

債務者　横山　敏馬

1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４号

奈良県御所市1187番地、住民票上の住所奈良県御所市1199番地

債務者　長樂　康行

1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４６号

福岡県柳川市隅町14番地　内田アパートＡ号

債務者　長谷川　誠

1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号

熊本市東区新南部４丁目１番73号

債務者　江藤　大広

1　決定年月日時　平成28年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　潤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７７号

大阪府八尾市太田６丁目88番地

債務者　豊田　玉栄（旧姓坂本）

1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本佐智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５号

三重県三重郡朝日町大字埋縄1458番地　植松寮Ａ、前住所三重県三重郡菰野町大字潤田508番地

債務者　㈲伊藤木材こと　伊藤　一也

1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係